

10年保存
機密性 1
令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで

基監発 1222 第 2 号
令和 5 年 12 月 22 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

「平均賃金の算定に係る労働者の賃金額の十分な調査の実施について」の一部改正について

標記については、平成 25 年 2 月 22 日付け基監発 0222 第 2 号「平均賃金の算定に係る労働者の賃金額の十分な調査の実施について」により指示したところであるが、今般、別紙のとおり改正することとしたので、その確実な実施に遺憾なきを期されたい。